

答 申 第 5 6 号

平成20年10月2日

大阪府知事
橋 下 徹 様

大阪府環境審議会
会 長 南



大阪府イノシシ保護管理計画の変更等について（答申）

平成20年10月2日付け動畜第1946号で諮問のあった標記について、別添のとおり答申します。

(説明)

大阪府では鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条の規定に基づき、大阪府イノシシ保護管理計画を策定し、その保護管理に努めているところですが、イノシシによる農林業被害が依然として続いていることから、より一層の被害対策を講じるため保護管理計画を変更し、環境大臣が定める禁止すべき猟法の制限の一部を解除するため、同法第7条第7項並びに第14条第3項において準用する第4条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。

大阪府イノシシ保護管理計画の変更について

変更内容

- ・ 「7 数の調整に関する事項」にくくりわなの制限(12センチメートル以内)の解除を追加。

変更理由

- ・ 大阪府域に生息するイノシシについて、農林業被害防止、個体数調整のため、上記の変更を行い、より捕獲圧を高める。

大阪府イノシシ保護管理計画の変更する項目

変更後(P19)	変更前(P19)
<p>7. 数の調整に関する事項</p> <p>(1) 個体群管理について (略)</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲 (略)</p> <p>(3) 狩猟</p> <p>春先のタケノコ食害の防止と、狩猟者の減少及び高齢化にともなう捕獲圧低下の防止のため、府内全域において、狩猟期間を現行の11月15日～2月15日から1ヶ月延長し、11月15日～3月15日とする。なお、狩猟期間延長については広報やホームページでのPRにより府民等へ周知の徹底を図り、安全管理に努める。狩猟による捕獲状況のモニタリングにより狩猟期間延長の効果を検証し、結果に応じて見直しを行う。</p> <p>また、<u>くくりわなについては輪の直径が12センチメートル以内とする猟法で定められている制限を解除するとともに、</u>狩猟免許のPR、試験の休日実施などにより若年層の狩猟者を増やすよう努める。</p>	<p>7 数の調整に関する事項</p> <p>(1) 個体群管理について (略)</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲 (略)</p> <p>(3) 狩猟</p> <p>春先のタケノコ食害の防止と、狩猟者の減少及び高齢化にともなう捕獲圧低下の防止のため、府内全域において、狩猟期間を現行の11月15日～2月15日から1ヶ月延長し、11月15日～3月15日とする。なお、狩猟期間延長については広報やホームページでのPRにより府民等へ周知の徹底を図り、安全管理に努める。狩猟による捕獲状況のモニタリングにより狩猟期間延長の効果を検証し、結果に応じて見直しを行う。</p> <p>また、狩猟免許のPR、試験の休日実施などにより若年層の狩猟者を増やすよう努める。</p>